

米トレーサビリティ制度説明会に「移動消費者の部屋」を開設

8月10日、那覇第2地方合同庁舎1号館で開催された『米トレーサビリティ制度説明会』において、「移動消費者の部屋」を開設し、制度の仕組み及び食料自給率に関するパネルを会場に併設して紹介しました。

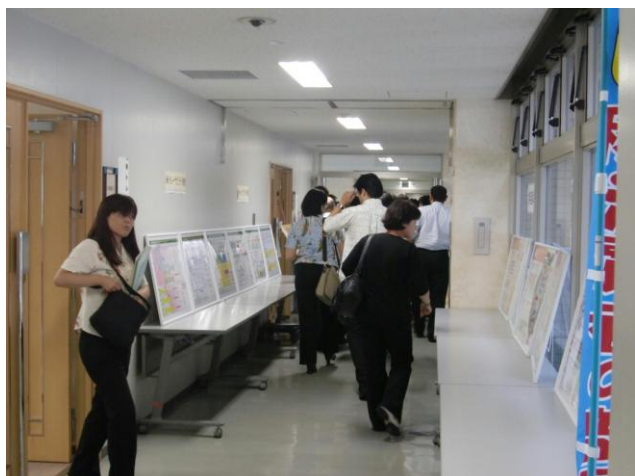
当説明会は、本年10月1日から施行される「米トレーサビリティ法」を周知するため、農林水産部食料流通課及び消費・安全課が開催したもので、米穀及び米穀加工品の販売、加工・製造及び提供等を行う米穀業者等約180名が参加しました。



主催者あいさつ



説明会場の様子



説明会場に併設した展示パネル